

指定給水装置工事事業者の指定取消等処分決定について

大崎市水道事業指定給水装置工事事業者が水道法及び大崎市水道事業指定給水装置工事事業者規程第8条及び大崎市水道事業指定給水装置工事事業者の指定取消等に関する要綱の処分決定基準に基づき、指定取消しとする。

○指定取消し事業者

指定番号	下記のとおり
事業者の名称	
事業所の所在地	
代表者名	
指定取消理由	検査前等無断通水したとき（第7条第2項）
指定取消年月日	令和5年5月26日

記

指定番号	事業所の名称	事業所の所在地	代表者名
14	株式会社 玉虫商会	大崎市古川休塚字要害1番地	代表取締役 玉虫 弘毅